

改正

昭和48年3月24日条例第13号
昭和49年3月25日条例第17号
昭和52年3月22日条例第11号
昭和53年3月24日条例第5号
昭和56年3月23日条例第12号
昭和56年9月 日条例第40号
平成12年3月27日条例第12号
平成19年3月16日条例第3号
平成19年3月16日条例第5号
平成24年6月30日条例第21号
平成25年3月19日条例第18号
平成26年6月30日条例第23号

山形市健やか教育手当支給条例

題名改正〔平成25年条例18号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、両親のいない状態にある児童又は父母の一方がいない状態にある児童等の教育及び福祉の増進を図るため、その保護者に対し健やか教育手当（以下「手当」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和48年条例13号・平成25年18号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部に在学する者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童と同居して監護し、かつ、生計を維持するものをいう。
- (3) 障がい者 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第2に定める程度の障がいを心身に有する者をいう。

一部改正〔昭和48年条例13号・56年40号・平成12年12号・19年3号・5号・25年18号〕

(支給要件)

第3条 市長は、この市に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する児童であつて、両親のいない状態（これに準ずる状態を含む。以下同じ。）又は父母の一方がいない状態（これに準ずる状態を含む。以下同じ。）にあるものの保護者に手当を支給するものとする。

- (1) 両親又は父母の一方が死亡している児童
- (2) 両親又は父母の一方の生死が明らかでない児童
- (3) 両親又は父母の一方が障がい者である児童
- (4) 両親又は父母の一方が長期にわたり拘禁されている児童
- (5) 両親又は父母の一方から長期にわたり遺棄されている児童
- (6) 父母の一方が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（以下「保護命令」という。）を受けた児童
- (7) 父母の婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。以下同じ。）の解消により、父母の一方に監護されている児童
- (8) 母の婚姻によらないで出生したことにより、父母の一方に監護されている児童

全部改正〔平成25年条例18号〕、一部改正〔平成26年条例23号〕

(受給資格の認定)

第4条 手当の支給を受けようとする保護者は、市長にその旨を申請し、手当の受給資格（以下「受給資格」という。）の認定を受けなければならない。

一部改正〔平成25年条例18号〕

(手当の額)

第5条 手当の額は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、その児童1人につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 両親のいない状態の児童 月額4,000円
- (2) 父母の一方がいない状態の児童 月額2,500円

一部改正〔昭和48年条例13号・49年17号・52年11号・53年5号・56年12号・平成25年18号〕

(支給期間)

第6条 手当の支給期間は、受給資格の認定の申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。

- 2 市長は、毎年9月及び翌年3月の2期に、それぞれの月までの分の手当を受給資格の認定を受けている保護者（以下「受給資格者」という。）に支払うものとする。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても支払うことができる。

一部改正〔平成25年条例18号〕

(手当の額の改定)

第7条 受給資格者は、手当の受給の対象となる児童（以下「受給対象児童」という。）が、両親のいない状態の児童から父母の一方がいない状態の児童に至ったとき又は父母の一方がいない状態の児童から両親のいない状態の児童に至ったときは、直ちに市長に手当の額の改定を届け出て、認定を受けなければならない。

- 2 手当の額の改定は、当該改定事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

一部改正〔昭和48年条例13号・56年40号・平成25年18号〕

(支給の停止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間における手当の支給を停止するものとする。

- (1) 受給資格者が、市町村民税の所得割を課せられている者（当該所得割を課せられていない者に準ずる者として規則で定める者を除く。）であるとき。その年の4月から翌年の3月まで
- (2) 受給対象児童が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する里親に委託されたとき。委託されている期間
- (3) 受給対象児童が、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所したとき。入所している期間

一部改正〔平成12年条例12号・24年21号・25年18号〕

(受給資格の消滅)

第9条 受給資格は、次の各号のいずれかに該当するときは消滅する。

- (1) 受給対象児童が死亡したとき。
- (2) 受給対象児童が、この市に住所を有しなくなったとき。
- (3) 受給対象児童が、中学校又は特別支援学校の中学部を卒業したとき。
- (4) 受給対象児童が、養子縁組により養父母を得たとき。
- (5) 受給対象児童の父又は母が、再婚したとき。
- (6) 受給対象児童の父又は母の保護命令が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項第1号若しくは第2号に規定する期間を経過したとき、又は同法第17条第1項の規定により取り消されたとき。
- (7) 受給対象児童の両親又は父若しくは母が障がい者でなくなったとき、又は拘禁から解放されたとき。
- (8) 受給対象児童の両親又は父若しくは母の生存が明らかになったとき。
- (9) 受給対象児童が両親又は父若しくは母から遺棄された状態でなくなったとき。

一部改正〔昭和48年条例13号・56年40号・平成19年3号・5号・25年18号・26年23号〕

(手当の使途の制限)

第10条 受給資格者は、手当を受給対象児童の教育及び福祉のために使用しなければならない。

- 2 受給資格者は、手当の支給を受ける権利を譲り渡し又は担保に供してはならない。

一部改正〔平成25年条例18号〕

(手当の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者がいるときは、既に支給した手当の額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

一部改正〔平成25年条例18号〕

(未払の手当)

第12条 市長は、受給資格者が死亡し、当該受給資格者に支給すべき手当が未払となったときは、その未払の手当を当該受給対象児童の新たな保護者に支払うことができる。

一部改正〔昭和56年条例40号・平成25年18号〕

(届出の義務)

第13条 受給資格者は、認定事項の変更又は手当の消滅、停止等の原因となるべき事項が生じたとき及び手当の支給上市長が報告等の必要があると認めた事項が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

一部改正〔昭和56年条例40号・平成25年18号〕

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月24日条例第13号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月25日条例第17号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年3月22日条例第11号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月24日条例第5号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月23日条例第12号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年9月 日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月30日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山形市遺児教育手当支給条例の規定は、平成24年4月以降の月分の遺児教育手当について適用し、平成24年3月以前の月分の遺児教育手当については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月19日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山形市健やか教育手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、

平成25年4月以降の月分の健やか教育手当について適用し、この条例による改正前の山形市遺児教育手当支給条例（以下「旧条例」という。）の規定による同年3月以前の月分の遺児教育手当については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第4条の規定による遺児教育手当の受給資格の認定に係る申請をしている者又は認定を受けている者は、新条例第4条の規定による健やか教育手当の受給資格の認定に係る申請をしている者又は認定を受けている者とみなす。

附 則（平成26年6月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。